

第三十四回国会 大蔵委員会議録 第十七号

昭和三十五年四月十二日(火曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 植木庚子郎君

理事小山 長規君 理事坊 秀男君

理事山中 貞則君 理事佐藤觀次郎君

理事平岡忠次郎君 理事廣瀬 勝邦君

鴨田 宗一君 黒金 泰美君

田邊 國男君 竹下 登君

濱田 幸雄君 毛利 松平君

石野 久男君 石村 英雄君

加藤 勘十君 神近 市子君

久保田鶴松君 堀 昌雄君

横山 利秋君 大貫 大八君

松尾トシ子君

出席國務大臣

法務大臣 井野 碩哉君

出席政府委員

大蔵政務次官 奥村又十郎君

大蔵事務官 小熊 幸次君

(主計局法規課長)

大蔵事務官 原 純夫君

(主税局長)

大蔵事務官 木村 秀弘君

(主税局税関部長)

国税庁長官 北島 武雄君

委員外の出席者

検 査 河井信太郎君

(刑事局刑事課長)

大蔵事務官 吉田 信邦君

(理財局次長)

大蔵事務官 竹村 忠一君

(国税庁調査官)

(審判局長)

農林技官 眞治君

(水産庁漁港部長)

専 門 員 抜井 光三君

四月七日

旧満州国政府職員期間の通算に関する請願(横路節雄君紹介)(第一九六六号)

引揚教員の退職手当の通算及び減額方式改善に関する請願(北澤直吉君紹介)(第一九七四号)

輸入クエン酸石灰に関税課税の請願(床次徳二君紹介)(第一九七五号)

建築労働者に対する所得課税の適正化等に関する請願(西村力弥君紹介)(第一九七六号)

税制改革に関する請願(堀昌雄君紹介)(第二一一五号)

酒の小売販売手数料引上げに関する請願(江崎眞澄君紹介)(第二一二二号)

外地引揚公務員の退職手当の特例に関する法律制定に関する請願(丹羽喬四郎君紹介)(第二一六二号)

は本委員会に付託された。

四月八日

通行税廃止に関する陳情書(北海道釧路郡上別町議会議長遠藤庄吉)(第六〇九号)

株式会社財産評価等に関する陳情書(名古屋商工会議所会頭佐々部晩穂)(第六一一号)

白黒テレビジョン受信機等に対する物品税減免に関する陳情書(東京都

中央区銀座西八丁目十番地日本放送連合会長原安三郎)(第六一五号)

カラーテレビジョン受信機に対する物品税免除に関する陳情書(東京都中央区銀座西八丁目十番地日本放送連合会長原安三郎)(第六一六号)

輸出所得課税の特例を下請中小企業に適用等に関する陳情書(長崎県議會議長森田三重)(第六四九号)

租税特別措置法による生活協同組合非課税措置の延長に関する陳情書(東京都千代田区代官町二番地全国大学生生活協同組合連合会嶋田啓一)(第六八二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

道路整備特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

税制に関する件

植木委員長 これより會議を開きます。

税制に関する件について調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。横山利秋君。

○横山委員 法務大臣にお伺いいたしたいことがございます。

先般、法務大臣は、先月の二十三日全国の財政経済係検事五十八人を召集して訓示をなさったと、新聞は報道し

ております。実は、本委員会は、御存じのように、税制及び金融を担当し

て、その税制金融の現況については、少なくとも専門委員会として正確に把握をいたしておられるような自信を持って

おるわけでありまして、しかるところ、先年でありましたか、あなたの前任者であつたと思つたか、あなたの前任者

と同様な会合におきまして、金融ないしは税制関係の現況について訓示が行なわれた。そのときにも、やはり本委員会は、その法務大臣の訓示に言及を

いたしまして、結論としては、大蔵大臣も、当方に何の連絡もなかつたことは遺憾であること、また第二番目について、法務大臣の訓示せられた内容について、いささかニュアンスの違ひ現状把握をいたしてあること等を御説明になつたわけでありまして、かつて、岸総理大臣は、所管が違へばもの考へ方も違ふといふことを、池田、佐藤両大臣になぞらえて言われたことがあるのでありますが、しかし、少なくとも脱税の現状なりあるいは金融関係の違反事項の現状なりが、現状把握において認識の違ひはございません。

そこで、私が第一に伺いたいのは、こういうような金融並びに税制その他為替関係についての現状把握並びにその違反のことについては、法務大臣としては一体大蔵大臣、大蔵省との連絡はどうなさつておられるのであるか。勝手に自分で考へて、勝手に訓示をされて、ひとりよがりなことをなさつておられるか。その点について、本委員会としては、率直に申せばきわめて不愉快なものであります。大臣は、おれは引つぱる役だから、その立場でものを言つてよというお考えなのか。今日の現況を金融財政経済係等の検事に訓示をされたあなたのお考えの基本をなすものは一体何であるか。「資本蓄積に名を借りた巨額の脱税事犯があつたとを断たず、またたくみな方法によつて貿易および外国為替管理の規制をのがれる悪質事犯も多く、さらに金融の正常化を妨げる悪質な金融関係事犯も広く行なわれている。」という指摘というものは、今日指摘をする必要不可欠の積極的要素がどこにあるか。これが第二番目の私の質問であります。

以上の点について大臣のお考えを伺いたしたのであります。

○井野國務大臣 過般、三月二十三日でございますが、私が全国財政経済係検事の会合を催しました際の訓示のことにつきましては御質問でございますが、この訓示の内容自体は大蔵大臣には別段交渉してありません。しかし、この訓示をいたします基礎につきましては、大蔵省ともよく連絡をとつております。ふだんから、財政経済関係の違反事件につきましては、具体的な問題につきましては、あるいは税務当局あるいは関税当局と絶えず連絡をしておりますし、また大蔵省が年々行ないます密貿易取締対策協議会というものが大蔵省に置いてあります。これにもこちらの係官を派遣して参列しております。先般の財政経済係検事の会合にも大蔵省から係官に来ていただきました。協議事項にも参照してもらつて

おるといふように、連絡は十分とっており、私に申し上げました事象は、現在の事態をそのまま検事に訓示したのでありまして、決して誇張な言ひ方をしたわけではなく、統計がそういふふうになっておりますので、大体そういう気持ちを申し上げたのであります。

そこで、統計的にどうかと申しますと、直接税の違反の問題は最近多少ふえておられます。そしてその質が相当悪質になっておられますので、検事に由く実態を把握して嚴重に取り締まるように、大蔵大臣は、税制全体についての違反はそらふてないというふうに、この委員会でも申されたのであります。けれども、間接税については大蔵大臣の言われたように減っておりますが、直接税については統計的にもふえておられますし、ことにその事象が悪質のものが相当出てきておられますので、そういう訓示をいたした次第であります。

○横山委員 直接税については最近ふえておる、こらおっしゃるわけですが、いささか具体的な話に入つて、大臣の御答弁ができれば、担当の方からでもけっこうであります。今ここに指摘をされておる巨額の脱税事象がどういふ現状にあるか、それから巧みな方法によつて貿易及び外国為替管理の規制をのがれる悪質事象はどうか、現状にあるか、さらに金融の正常化を妨げる悪質な金融関係事象が広く行なわれておる現状はどんな状況であるか、いささか具体的に承りたいのであります。

○井野國務大臣 数字的に申し上げますと、所得税並びに法人税に關しまする脱税事件は、検察庁が国税局の告発を受けてこれを処理するのが原則となつておられますが、統計面から見ますと、昭和三十二年は、受理件数が三十三件、起訴件数が二十九件でありました。昭和三十三年は受理件数が四十四件、起訴件数が三十五件、昭和三十四年は受理件数が四十六件、起訴件数が四十一件となつて、漸増をいたしておる次第であります。

また、直接国税の脱税犯は、当然申告すべき所得を詐欺その他不正行為によりまして申告せず、税を免れることによつて成立するものであります。最近三年度において告発を受けました事件において、当然申告すべき所得を詐欺その他不正行為によつて申告しなかつた所得額、すなわち遁脱所得額の合計は、昭和三十二年が九億三千七百八十九万、昭和三十三年が十三億九千九百八十九万、昭和三十四年が十八億二千四百四十四万、こらなつておられます。これを一件当たりの平均額にしますと、昭和三十二年が二千九百三十三万、昭和三十三年が三千四百九十九万、昭和三十四年が三千九百六十五万、こらなつておられて、逐年多少増加しておるわけでありまして、

なお、脱税額について見ましても、その合計額は、昭和三十二年が四億餘でございますし、昭和三十三年は六億餘、昭和三十四年は七億九千万、一件当たりの脱税額の平均は昭和三十二年が千二百七十四万円、昭和三十三年が千五百二十五万円、昭和三十四年が千七百七十七万円となつておられます。全体の日本の経済からいへば、一千万くら

い脱税は大したことはないというお気持ちもおありになるかと思ひますが、法務省としましては、これだけの脱税額は相当巨額な脱税額と見ておるわけでありまして、

それから、間接税、専売関係事犯は、数年來多少減少の傾向にありまして、これは、先ほど申し上げた通りであります。それから、貿易関係の事犯につきましても、具体的にどういふ事件があるかというお尋ねでございますが、貿易並びに外国為替に關しまする事犯を統計面から見ますと、検察庁の関税法違反事件受理人員は、近年來漸減の傾向にございまして、昭和三十四年において、受理人員が百八十一名減少したにもかかりませぬ、起訴人員は逆に六十五名増加しておられます。

外国為替及び外国貿易管理違反事件も、昨昭和三十四年度におきましては、四百五十五名の減少にもかかりませぬ、起訴人員はほぼ一昨年に近い数字を示しております。特に公判請求人員はかえつて十六名増加しているというふうな次第で、受理件数は少ないが、起訴件数が多くなつておるといふことは、結局その内容が悪質になつておるといふことにはかならないと思ひるのでございまして、かような傾向は、この種の事犯に、なお今申し上げましたように、悪質な傾向が少なくないといふことを示しておるものと考へております。なお、この種の事犯の態様は多岐にわたつておられて、従來からもあつたいろいろな方法による関税の脱税事犯、やみドル売買事犯等もなお少なくないのではありませんが、貿易管理上の規制を免れる等の目的で、輸出入に

際し、あるいは品名を詐稱し、あるいは高価な申告、低価申告を行ない、これに伴つて貿易差金の不正決済を行なう等、正常貿易を仮称したる知能的な事犯が少なくないであります。その方法は複雑巧妙になつておられて、海外の取引先等と通謀して行なわれておる事犯などもありまして、証拠取集の面でもいろいろの困難を伴つておるわけでございます。

また、金融関係の事犯につきましても、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反、相互銀行法違反等、金融関係法違反事件が最近漸増の傾向にございまして、不特定の多數人から出資金の受け入れ、預かり金を行ない、あるいは無免許で相互銀行業務を行なうなど、大衆に不測の被害を与えるおそれのある事犯は、最近においてもお各地にその発生を見ており、高金利事犯、日歩三十錢以上のものも少なくないのであります。また各種金融機関役員等の横領、背任、取賄等の不正事犯もときどきは発生しておる、こらいうふうな次第でございまして、

○横山委員 私は、今大臣から数字的にいろいろ伺つたのでございまして、この感で間違つておれば御指摘を願ひたいのであります。今の数字を拝聴いたしますと、特筆大書すべき激増といふことにはならないような気がいたすわけでありまして、今法務大臣が特に財政経済係検事を全国から集めて、「重大な脱税・ヤミ金融」という新聞のタイトルでありますけれども、まだ内容的にこの後段において述べられておるとき特筆大書すべきことがないよう

に思ひますが、それにもかからず、今大臣がこらいう訓示をなさる意味といふものは、一体どういふ意味でありませうか。定例に行なわれた会同で、定例に大臣として、まあ商売が財政経済係の検事が来たんだから、一応それらしき話をするというふうなお話でございまして、それとも、最近巷間伝えられておるのでありますけれども、税務関係にありはいろいろの種の三つの案件についての巷間伝えられておるところに、頂門の一針を加えようとなつたものであるかどうか。その点法務大臣としての率直な所見をいま一歩突つ込んで伺ひたいのでございまして、

○井野國務大臣 私も税制違反事件が激増しておるとは思ひませぬ。しかし先ほど申し上げましたように、相当その中に悪質の犯罪もございまして、これは日本の経済發展上相当に障害を来たしておる問題でございまして、財政経済係検事の会同、これは特にわざわざ必要あつて招集したものでない、年々恒例的に一堂に集めましていろいろな事務の打ち合わせをするのがこの会同でございまして、これは大蔵省ともあるいはその他の役所ともいろいろ連絡しまして、事犯の処理に万全を期していくという意味においての会同でございまして、もしもこれらの事犯が今日の状態において非常に重大だといふことでございすれば、財政経済係検事のみならず、一般の検事正会同あるいは検事長会同において私がこらいう訓示をすべきでございまして、こらいう場合にはこれは大きな問題として取り上げておられます。それで、特に、全国の検事が集まりましたので、

こういふ点を十分注意しろ、その事犯がなお跡を断たない状態であるし、質も悪化しておる状態であるから、十分に注意してその取り締まりに万全を期せよということをお願いした次第でございます。特に、今お示しのように、それを非常に重大事件と考えて、誇張して私が訓示をした意味ではないことは、御了承いただきたいと思っております。

○横山委員 どうも真意を捕捉しかねる点があるのでございます。

それでは、大蔵省側に聞きますけれども、今指摘された三つの問題、これは、私は、法務省に対しては、法務大臣が、特に重大なるしろものとして、全国から集めて訓示しなければならぬほどのものではないかと思ふ。そこで、大蔵省に言いますけれども、大蔵省に対してはまた別の観点でこれを追及せざるを得ません。本来の所管である大蔵省において、法務省側からこゝろいふような指摘を受けるほどの現状であるのかどうか。悪質な事犯がなお跡を断たない、また金融関係事犯も広く行なわれておるといふ指摘に対して、大蔵省側では何と考へるか、どういふ措置をしておるか、それをお伺いしたい。

○北島政府委員 まず、私の所管でございます。租税関係、ことに脱税事犯の問題について私たちの考へ方を申し上げますと、ただいま法務大臣から御説明がございましたように、全国財政経済係検事会におきまして法務大臣が御訓示になりましたような、資本蓄積に藉口する等巨額の脱税事犯がその跡を断たずという点は、私はまさにそのように考へております。ただし、私

どもの考へ方は、最近において脱税がふえたという感じではございません。全般的に申し上げますと、終戦後のあゝの一時の混乱時に特に経済統制が行なわれておりました、明るみに出せば、税そのものではなく、経済取り締まり法規に触れる、こゝろいふ問題がございまして。それと、さらに大きな租税負担、こゝろいふ点から非常に多くの脱税が行なわれておつたのでありますが、その後経済秩序がだんだんおさまりますので、税法も次第に適正化されつゝあり民負担もどうやら適正化されつゝありますので、全体といたしまして、私は、脱税事犯は少なくなつてきて、こゝろ感ぜます。これはどこに証拠があるかとおっしゃいますと、数字的に示すことはなかなか困難でございますが、この十年間における国民の申告納税制度に対する理解がやはり年とともに深まつてきておるようには思ひます。私も、私ども税務官吏の能力も年々ともなつておるようには思ひます。こゝろいふ点を考へまして、全体といたしまして、脱税はやはり総体としては減つておるのじゃないか、こゝろ見たのが私どもの税務官吏としての考へ方でございます。しかし、跡を断たないかといふと、これはもちろん跡を断たない。私は脱税は相当多く伏在しておると考へます。査察をいたした事件だけが脱税事犯の全部ではないことはもちろんでありまして、このほかに脱税はなお相当広く伏在しておる、しかも、悪質のものが相当ある、こゝろいふことは私は事実として言えると思ひます。

○奥村(文)政府委員 税関係以外の御指摘になりました金融の問題で申し上げますと、最近各地で頻発しております手形詐欺事件とか、あるいは導入預金などの悪質ブローカーの事犯等は確かにふえております。大蔵省としては行政指導をいたしておりますが、こゝろいふ経済事犯についてはとても手が回りません。また、所管が法務省でありますので、これはできるだけ取り締まりしていただきたい、金融の健全化に資していただきたい、かように考へておりますから、法務大臣の御答弁と同じであります。関税関係については、税関部長が今見えておりますので、それから御答弁申し上げます。

○木村(秀)政府委員 関税関係につきまして、ただいま法務大臣から御答弁がございましたように、三十四年度は、その三、四カ年前に比べますと、相当検査件数がふえております。こと、全国検事会同の際に、法務大臣のごあいさつの中にもございまして「たぐみな方法によつて貿易および外国為替管理の規制をのがれる悪質事犯も多し」とございまして、関税関係については、特に全国的な目立つた悪質の事例が相当頻発しております。御説明の通りとわれわれは考へております。

○横山委員 為替関係は次官が代理をされたわけですか。

○木村(秀)政府委員 私の申し上げました中には為替関係が入つております。

○横山委員 今のお話に関連をして、長官と法務大臣にお伺いしたいのですけれども、たとえば、先般税の小委員会が議論がなされた際に、調査査察が納税者のところに急襲するといふ際には、秘密が非常に大事であるとい

うわけで、裁判所ですか、そゝろいふところで許可を得るのにきつめて短時日であるといふ話で、認証する側としては、まあよからうといふようなこと、深くその事犯について、そゝろいふことをする必要がなかいか——わかりやすく極端に話をしておるわけですが、そゝろいふ調査をするといふことも認証するといふ場合が多いといふことを当時言われたのでありますが、その点は現在どういふふうになつておりますか。

○竹村説明員 私ども査察部関係におきまして、裁判所の強制捜査の許可状をもらいます場合におきましては、事前に十分調査をいたしまして裁判所に許可状の申請をいたしてありますので、決して裁判所の方が時間がないので十分審理が行なわれぬといふような事実は断じてないといふふうに、私も考へております。

○横山委員 むしろ私が問題にするのは裁判所側であるかもしりません。捜査の許可をする場合に、その事犯が捜査の必要ありやいなやといふことの判断をする材料ないしは審査をする十分ないとまなくしてこれを許可しておるといふ事実が、そゝろいふ判断が先般税の小委員会が一応議論になつたことがあるわけですか。私は、今までいろいろお伺いした中で、法務省側と大蔵省側とが、単に上層部のみならず、現場機関においても密接な連絡があるとは実は信じがたいのであります。権限及び賞罰が違ふのでありますからやむを得ないとはいひながら、それにしても、あの当時の判断としては、許可をする場合の法務省側の調査並びに判断に少し軽率の点がありはせぬかとい

ことが當時いわれた。大臣はそのようなことについてお聞き及びになつたこととはございせんか。

○井野国務大臣 法務省側と大蔵省側と下部組織において密接な関係を持つておらぬといふことは事実でございます。ただ、今御指摘の点は裁判所の関係でございますが、御承知のように、法務省は今裁判所に対して何ら権限を持つておりません。これは裁判所独自の判断でございます。これは、私も、もしもそゝろいふ事象が——私はないと信じてますが、そゝろいふことに詳しく御質問が御必要でございますれば、これは裁判所当局をお呼びいただかぬといふ御答弁できないのであります。これは、今日の憲法の建前上は、法務大臣は裁判所に対して何らの権限も持つておりません。その点は御承知いただきたいと思ひます。

○横山委員 それはうっかりしておりました。それでは、長官に、具体的な問題で、私が最近聞いた問題についてお聞きしたいのですが、この間こゝろいふことがあつたそうですが、愛媛県の伊予三島の事件だそうですが、昭和二十五年十二月二十五日に、伊予三島の税務署が製紙のテックス工場を差しの脱税を、その経営者の高石と押え公売に付し、その経営者の高石といふのは、この公売処分を不当として、高松地方裁判所に訴訟を起こした。一審では高石が敗訴になつたけれども、高松高裁の二審では高石が勝つた。今度は国が高石某を相手取つて最高裁に上告したけれども、昭和三十三年五月二十四日上告棄却となつた。国は二十五年から三十四年までの間不当な公売処分を行つて高石に損害を与

つた。第一類第五号 大蔵委員会議録第十七号 昭和三十五年四月十二日

えたことになったので、当然高石氏の経営はこれで終わりになって、今は借家住まいで苦勞をしておられることである。そこで、損害賠償が高石から起こされて、約三億円の国家賠償を要求されておられるという話だそうであります。お聞き及びでございますね。最近国税庁が、法務官ですか、訴訟関係の人員を増加して、最近国税庁が裁判関係ではどうもしくじりが多いので、専門の人を新たに本年度から設置をするという話を聞いたのであります。今例をあげましたこの例は、私の聞き並びに調査いたしました限りにおいては、実に重大な損害を納税者に与えておられるような気がするわけでありますが、本件について国税庁側としてはどういってお考えであるか。また、この高石某に重大な損害を与えた賠償については、どういふふうにお考えであるか、伺いたい。

○北島政府委員 たいだいま資料を手元に持ち合わせておりませんので、数字をもって正確なお答えはちょっといたしかねますが、私のたいだいま記憶しておるところに従いましてお答え申し上げます。

ただいまのお話の伊予三島の滞納処分について、最高裁におきまして国側が敗訴いたしましたことにつきましてはお話の通りでございます。ただこの滞納処分につきましては、私も非常にたんに訴訟記録を実は読みました。その当時の事情も十分調査いたしましたのであります。事柄はやはり滞納処分の手続上の瑕疵でございます。もちろん滞納金額は前から問題になっておったわけでありまして、たしか私の記憶では、公売の通知と、それから

公売処分の日との間に、法律で定められた期間が置かれてなかつたという点に問題がありまして、第一審では、その程度の瑕疵はあとで治癒できるのだというところで国が勝つた。なお、高石さんの方は、不当に安く売つたというような訴えでございましたが、裁判所の御判決は、必ずしも不当に安く売つたとはいえないというものであります。たしか公売金額は、私のたいだいまの記憶では百七十八、九万円だったかと思ひます。これに對しまして第二審で国側が負けました。これは手続の重要な瑕疵であるので、公売処分を取り消すべしという御判決でございましたので、第三審の最高裁におきましても同様な判決でありました。これに基づきまして、高石さんの方では、さきに国に對して、東京地方裁判所に損害賠償の請求をお出しになつていらつしやるとも、現在の公売物件を買ひ受けました会社に對して立ち退きの要求を伊予三島の裁判所に持ち出した。国といいたしましては、この最高裁の判決で負けまして、もちろん当然これは損害賠償をすべきであると考えまして、法務省の御当局とも一体どの程度困として賠償すべき責任があるかという点につきまして、いろいろ高石さんの要求は何億という巨額な御要求であります。公売代金百七十八、九万円に對して、一審の判決では、その当時、十年前の値段ではございますが、高くとも三百万円をこえないだろうという判決であります。従ひまして、百七十九万円です。売つたのは、安いには違ひないけれども、これは公売処分の性質上ある程度安くするのはやむを得ないという、た

しか判決だつたと思ひます。その上に非常に金額がふえておりました。とてもこれは私どももいたしましては処理いたしかねておりましたが、最近、昨年来さらに高石さんの代理人がずつと国税庁の方に折衝して参りました。私の方も、その後判決が出ましてからさらに年数もたつておりましたので、最近の折衝等を見まして、目下折衝いたしております。一方また裁判所の方では、近く、あるいは東京地方裁判所では、近々あるいは東京地方裁判所でおける損害賠償事件に對する御判決があるようにも聞いております。そのなりますれば、私の方といたしましては、裁判によつて国が幾ら支払えといふことになれば、まことにこれは適正な価格の支払いになるわけでありませぬ。ただいまのお話のような巨額な支払いには応じかねるということで、目下折衝いたしているような状況でございます。

○横山委員 事の経緯は私も知りませんが、偶然にも聞いた話であります。か、事実の経過の是非曲直は私は知りません。しかしながら、少なくとも今あなたのお話を聞きました。国が最高裁で敗訴したことは事実であり、それだけ納税者に對して国が誤りを犯し、納税者の経営がそれによつてまさに破綻をして、借家住まいをしていられるという話であります。こゝろが案外にまたに多いような気がするわけでありませぬ。かつてやはり同様に税の執行の委員会が議論いたしましたときに、調査査察にしても、あるいは特調にしても、いろいろなことにしても、権力をもつて捜査をしてあるいは調査をした結果、もしもそれが白であつたらどうするかという点で、これは裁判とい

ふ一つの嚴然たることであれば、まだ今のあなたのは、高い安いの議論はあるけれども、払うというものであります。一般的に調査査察をした段階、あるいは特別調査をやつた段階で白であつた場合においては、何ら納税者に對する救済の手段はない。その点が私は今もつて依然としなないのであります。本件についても、ただ当時の金額がこのくらいで、それによつて物価の上昇その他を考えればこのくらいといふようなことだけでは、これは、さきかいかかと思はれるわけでありませぬ。その点は、国税庁として、本件につきてもさうであります。本件のみならず、全般的に納税者に疑いを持つて調査をした結果、それが白であつたといふ場合における救済の手段を考へるべきではないか。これはかねがね私の持論であります。この点については次官も当時意見を言われたことがあつたと思つてあります。何らか新しい方法を考へるべきではないかと思つてあります。次官のお考えはいかかでありませぬか。

○奥村(文)政府委員 実は私も、この事件については、政務次官就任以前から携わつて、国税庁当局にも交渉しておつたので、政務次官就任後も、部内において至急円満な解決をはかるべく努力しております。まだ解決がつかないというところは、私といたしましてはまことに遺憾に存じます。ただいまの御説の通り、昭和二十五年に起こつたことが今日こまで未解決で、しかも最高裁判所まで訴えて、しかも国が負けたといふことにつきましては、これに似た事例がほかにありまして、これはほども、訴訟に持ち込んでこ

までしんばら強く裁判を續けていつた高石さんのような例は、ほかにはないの人は途中で泣き寝入りしてしまふ。従つて、今度のこゝろは、おさりにせずに、この機会をもつて、大蔵省として、国税庁当局として、よほど反省をしなければならぬと痛切に感じます。それで、その反省の一つは、私もずつと研究してみた結果、一番痛感するのは、昭和二十五年のこの公売をなされたときに、法律のいかんにかかわらず、実態としてこれはまづかつた。それでそのとき高石さんがかつた。それがそのとき高石さんがかつた。それを税務署長が聞いておるはずだ。そこで、担当の課長なり係なり、関係者を呼んで、何とかその場でさぐ救済する方法はないか。大ぜいの税務官吏の中には行き過ぎるものもあるでしょうが、それをうまく指導していくのが税務署長であり、国税局長であり、国税庁長官である。なるべくさういふことは早いうちに直接の指導の立場にある税務署長なり課長が問題を取り上げて、そしてさぐそれを改めるといふ努力をなすべきであつたのに、税務署長はさういふふうにしたのか、国税局長がさういふふうにしたのか知らぬが、結果から見ますと、一たん第一審で高石さんが負けた。納税者の方が負けた。税務当局のやつたことが正しかつたといふことを、今度は高石さんが取り上げて、第二審、控訴でもつて、納税者が正しい。税務当局が違法をやつた。最高裁でまたそれが取り上げられて、違法をやつたといふことありますから、十年も——こまでできて、初めて違法をやつたといふことを

最高裁で判決を受けるまで、その間税務当局に反省の方法もなかったのかというところを考えると、ここに私は税務行政の中に非常な重大な欠陥があるのではないか、かように率直に考えるのであります。これは今後税務部内で十分協議して反省しなければならぬと思ひますが、さしずめこの高石さんの問題については早く解決しなければいかぬ。長官としては、一方において損害賠償の訴訟が行なわれておるから、その判決を待つてというお話もありまされども、しかし、違法な処分が高石納税者に対して非常な迷惑をかけたその人の事業がそれのために一生台になつて、高石さん個人としては一生台になつた、これに対しては、国税庁当局としては何としても申訳ない、従つて何と早く本人の気持を納得させなければいかぬ、また反省の意思を表明しなければいかぬと、私はかように痛切に感じているのでございませぬ。

○神近委員 関連して。
ちよつと今の問題に似たような問題が最近起つておるに聞いておられますので、国税庁の方に伺いたいと思ふのです。日本橋の区内で起つたこととなんぞすけれども、中小企業者の滞納の問題で、日本橋の税務署が銀行の預金調査をしたという問題が起つておられます。この問題は、今ここに資料を持つておられますので、名前とかあるいはそれに携わつた人なんかを今ここで申し上げることはできないのですけれども、三千数人の人が銀行預金の状態を調べられた。それで今納税者の保護あるいは救済ということが問題になつておるときに、銀行を調査され

て——銀行は普通預金なんか公表し

ないのです。だけれども、税務署がおいでになると、どうしても銀行は弱いから、預金の状態を示したものと思ひます。そういう場合、税務当局というもの、納税者の預金であるいは取引の状態まで調べる権能があるのかどうですか、この点ちよつとお伺ひします。

○北島政府委員 その権限はございませぬ。ただいま条文は持つておりませぬけれども、税法にその税務官吏の調査権限が規定されておられます。それから、中小企業者の滞納に対して、おそらくその滞納者の方の預金を調査したのだと思ひます。これは税法に基づいて正当に税務官吏の有する権限で調査したわけでありまして、おそろく、どういふ事例か存じませぬが、特に不当な場合がございませぬが、私も十分注意をいたします。さらに具体的に問題を承りましてから調査をいたしますが、原則といたしまして、税務官吏は銀行預金の調査ももちろんできるわけでありませぬ。

○山中(貞)委員 関連。
きよ法務大臣に來てもらひまして、担当係の検事に対して訓示をしたのについて質問をするのが主です。ことに当委員会としては、個々の徴税上の問題点の、特殊なものではない限りは、なるべく税制小委員会なりをうらうもので、いろいろ影響もあることですから審議する慣例になつておるよりです。脱税というものは犯した者が悪いという前提は当然のようですから、高石さんの問題は別のケースとして、本質の質疑を續けてもらひたいと思ひます。いかがですか。こまかく掘り下げて入ると、ほかに

こういふ問題があるということになるから……
○神近委員 今、税務当局のお話で、財産権を侵害する権限があるとおつしやつた。私が法務当局に伺ひたいと思つたのは、それは財産権の侵害といふことになるのじゃないかということをお伺ひと思つたのです。それが中途で話がそれてしまつたのですけれども、あなたはその状態を御存じであつたのかどうか、報告を受けていらつたのかどうか、報告を受けていらつたのかどうか、それが許されるかどうかと法務省ではお考えになつておられるのか、その点を伺ひたかつたのです。

○北島政府委員 滞納処分をする場合に、滞納者の財産がどうなつておるかといふことを調べるのは、税務官吏の権限でございませぬ。職責でございませぬ、その場合にももちろん銀行の預金調査もできるわけがございませぬ。従つて、ただいま、日本橋税務署管内で、ある納税者の方が預金調査をされたというお話でございませぬが、全国各税務署においてはやはりそういう権限があるわけがございませぬ。特に特殊な事件でございませぬ。従ひまして、特に現在ある納税者について銀行預金を調査したからという報告は、国税庁には参つておらないわけでありませぬ。

○井野国務大臣 今国税庁長官からお答えしました通り、滞納または脱税の容疑がございませぬれば、税務官吏は預金通帳を調べる権限があるのございませぬから、そのために調べたといつて、財産権侵害にはならぬと考へておられます。
○石村委員 法務大臣にお尋ねします、あなたの訓示された中に、資本蓄

積に藉口する等の巨額の脱税事犯、とありますが、この資本蓄積に藉口する巨額の脱税事犯といふのは、具体的にどういふことなのですか。
○井野国務大臣 会社その他の法人におきまして、いわゆる社内留保の資本蓄積といふことに藉口してと申し上げましたのは、実際の脱税の事実を見まして、資本蓄積の方に行つていないのです。その金を他に流用いたしまして、いろいろの金に使つておるといふ事象がはつきりしておりますので、いわゆる資本蓄積といふことに名をかりて脱税をしておるといふ事犯が相当にあることを指摘してはいるわけがございませぬ。

○石村委員 資本蓄積に名をかりておるといふことですが、これはどういふことなものでしょうか。調べてみたら、その脱税した者の答弁が、資本蓄積に回したのだといふ答弁で、藉口しておるといふことなのですか。それとも、法規を知らないといふよりなことで、たとへば償却なんかを過度にする、許されている以上をやつておつて、帳簿にはちゃんとそのように書いて出しておる、しかしそれは法規違反だといふので脱税になるという意味か、どつちかといふことなのです。

○井野国務大臣 むしろ前者でございませぬ。
○石村委員 これは主税局長が国税庁長官にお伺ひいたしますが、個人にして法人にして、そういう帳簿を出すと思ふのです。出したときに、これは間違つておるのじゃないかといふて更正決定なり何なりできるはずだと思ふのです。それをやらないでいて、あとで今度検察庁の方でやられるといふの

は……。(それなら後者だ。前者で、見つかつたときに資本蓄積にする、ああそうか。それならわざわざ藉口するなといふことを調べる必要はないでしよう。法務大臣どうなのですか。たとえば二重帳簿を作つておる、その二重帳簿の方を摘発して追及したら、いやこれは資本蓄積しなければならませぬから、こつちふにこまかしたといふことを、これはさしてはいるのですか。
○井野国務大臣 取り調べてみますと、本人は、これは実は会社の資本蓄積のためにやつたのだ、こつち申しておりましたときに、よく調べてみると、その金は積立金とかあるいはその他の資本蓄積の方に回つていないで、他に使われておつたといふ事実が見えられた事象を申し上げたのであります。

○石村委員 それは資本蓄積に回せるといふことな、脱税なら脱税です。あらためて藉口するといふと、調べたらそういう答弁をしたからといふと、もう資本蓄積に現実に戻つておれば、それは脱税にはならないといふのですか。たとい資本蓄積に回せると、現実に戻つておると、それはやはり税法上認められていないところは脱税になるのだと思ふのです。法務大臣の御答弁だと、そういうことを言つてはかにかいからいけないのだ、こつち申すのは、資本蓄積を實際にやつていないから、資本蓄積に實際役立つておれば、脱税としては扱われないといふように反対解釈だと思はれる。それはおかしいと思ふ。たとい善意であろうが何であろうが、税法に違反した資本蓄積が行なわれておれば、これは脱税

としてすぐ検査するとか、更正決定の方をやらせるとか、いろいろやり方はあるでしょうが、一応は脱税と見なければならぬ。これは、法務大臣、実際に現実に資本蓄積に使っておる場合は、脱税としては扱わないということなのですか。

○井野国務大臣 脱税という事実がありまして、その事実に対して当事者は資本蓄積という名をかりておるといふことを申し上げたので、健全なる資本蓄積のための行為であれば脱税にもならないことは、これは御承知の通りであります。脱税があつて、そのときにそらういふことを口実にしているといふことを申し上げたわけでありまして。なお、私もそらういふことの専門家じゃございませぬから、課長がおりますから、課長から御答弁を申し上げます。

○河井説明員 大臣の御答弁を補足して申し上げますと、御承知のように、税法につきましては、所得税法、法人税法で、会社のあるいは個人の所得の計算規定はこまかく規定してあるのをごさいます。従つて、資本蓄積をしよらうとしまし、それは税法の許す範囲で行なうべきもので、それ以外のものは厳密な意味でそれぞれ税法違反といふことで処罰の対象になるのをごさいます。大臣の訓辞の中にあります資本蓄積に藉口するといふのは、会社でありますれば、なぜこの売り上げを帳簿に記載しないのかという取り調べが進みまして、これは不況になつたときの配当にするためだとか、あるいは工場を建設するために取っておくのだとかいふふりなことで、秘密の積立金、秘密の預金が架空人名義でどこか

の銀行にあるという事例が多いのであります。それを資本蓄積に藉口する脱税という一つの事例としてあげておるのをごさいます。全くそれは弁解であるのをごさいます。単に資本蓄積といつても、それは帳簿上許される範囲がきまつておるのでございませぬ。

○石村委員 やはり税務署がもつと親切にいろいろ指導したり何かしないから、こらういふことが起こるのじゃないですか。それは全然悪意のないものであるでしょうが、十分な調査が第一線でやられていない結果、こらうしたことが起こつてくるのだと思ふ。それとお調べになつておるのである。大蔵省の方から何か話があつて、こらういふのはお調べになるのですか。

○河井説明員 原則といたしましては、直税事件の起訴ということ、国税庁の指揮下にあります査察官が、査察をいたしました事件のうちで犯罪の成立するものを検察庁へ送つて参りましたものを、検事がさらに取り調べをいたしまして、犯罪の構成要件に該当するかどうかといふことをあらためて捜査をして、起訴いたしておるのが実情でございませぬ。しかし、今御指摘のやうな税務署が指導しあるいは査察官がよく指導したらといふ問題は、実は私も一練で脱税事件をたくさん手がけておりますから実情をよく承知いたしておりますが、そんな指導するとかあるいは注意したら直るといふふりなものは、実は脱税事件としてはあがつてこないであります。帳簿は一切焼き捨てる、預金は全部秘密の預金で人名義にしておく、税務署から再三請

求されたら、そのときに出すものは、千万ももうかつておるのに四百万も赤字だといふふりな、ことさらにうそをついた申告をしておる。そらういふふりな、査察官が注意しようが、税務署がそれについて忠告しようが、そんなことでは絶対に成らないといふふりなものだけが実際に起訴されておるのであります。この点は、実情をよく御説明申し上げると、御納得いただけることと存するのであります。一体それならはまじめに納税しておるものはどうなるのだ、こらういふ問題がすぐ起こつて参りますので、検事の立場から申しますと、脱税事犯と申しまして、実は一般の自然犯と同じやうな罪質にだんだんと変わつてきておるのではないかとこらういふに、私もは考へておる次第でございませぬ。

○榎木委員長 石村君にちよつと申し上げますが、法務委員会から法務大臣の出席を再三矢のごとく催促しておりますから、なるべく簡単に……

○石村委員 それではこれでやめませうが、結局資本蓄積に藉口するといふのは蛇足の説明だといふことになりませぬ。結局こんなことは言わぬでもいふことなんだ、法務大臣はそらう考へておるにございませぬか。

○井野国務大臣 今刑事課長からお答へいたしましたように、そらういふ事犯が相当にありますので、こらういふ言葉を使つたので、決して蛇足ではないと考へませぬ。

ものが、あなたが意圖せられたかどうかは別として、受けた印象は違つておつたといふことを、大臣として認識をしていただかなければならぬ。われわれの判断は、特に大臣がこらういふ訓示を強調しなければならぬ事態であるかどうか、これは大臣に認識してあらわなければいかぬ。こらういふ意味は、こらういふ訓示をして新聞に発表をせらるべき事態とは思つていないといふことなんです。もつと端的に言いますと、今話の中心になつておられます資本蓄積に名をかりた巨額の脱税者、巨額といふ意味に問題点はあるけれども、今特に税制の問題についていふならば、税制の問題について議論すべき焦点となるものは、実はバクることではなかつて、いかにして納税者の民主的な納税ないしは納税者の権利を擁護してやるかといふことの方が実は大事ではなかつたか。本来的に納税者は脱税するものなりといふ考へ方がまださいぶん根を張つておりますが、また逆に、納税者と税務署の關係について、もう少し納税者にきちんと物が言えるやうな格好、権利、そらういふものを擁護していかなければならぬといふのが、実はオーソドックスな考へ方だと思ふ。そこで、私は、今よくは知らなかつたのですけれども、今一つの天下の話題となつておるといわれるこの高石某なる者の問題を取り上げて、十年間も悪戦苦闘してついに國に勝訴になつた。その十年間の苦労や経営が全く壊滅して借家住まいをしていふこと

は、次官もおっしゃるやうに高石さんだけであらうけれども、その際に数千万の高石さんがおるのではなかつたか。今私ども第一に思わなければならぬのは、納税者の民主的な権利といふものを強調するのが今日の時代ではなかつたか、これを実はあなたに申し上げたかつたのです。どうぞお歸りになつてけつこうです。

○井野国務大臣 ただいまのお言葉は、私も共感するものでございませぬ。私も、大臣になりますまでは相当の高額納税者でありまして、税務署に対してもいろいろな考へも持つておりました。納税者の基本権を尊重していくといふことは当然であります。しかし、いやしくも脱税をした、しかもそれが悪質であるといふ者に対しては、やはり厳然たる態度で臨みませんと、他のまじめな納税者に対しての公平を失ひますから、そこで集まりましたのが財政経済の係理事でございませぬので、そらういふ事犯を絶えず取り扱つておる問題でございませぬから、十分こらういふ問題については注意しろといふことを訓示いたしますことは、これは私は当然だと思ひます。そらういふ意味で訓示いたしましたので、これが最近起こつた非常に大きな国家的な犯罪だといふことを取り上げて言つたわけではないのをごさいます。その点は、お読みになつた方が、その問題を絶えず専門的に研究しておられますから、そらういふふうにお取りになつたと思ひますが、一般の人はそんなには感じておられないだらうと思ひますので、御了承いた

だきたいと思ひます。

○横山委員 次官に今の問題の結論めいた点についてお伺いをいたします。先ほど次官から一、二所見の御発表がございませぬが、結論的には今大臣が申し上げた通りでありますか、たと

は、次官もおっしゃるやうに高石さんだけであらうけれども、その際に数千万の高石さんがおるのではなかつたか。今私ども第一に思わなければならぬのは、納税者の民主的な権利といふものを強調するのが今日の時代ではなかつたか、これを実はあなたに申し上げたかつたのです。どうぞお歸りになつてけつこうです。

に——工事をやろうとするときに、その工事をやらないと、ただ港湾の発展とあるいは人命上にいろいろの危害が加わってくるのが予想されるから工事が行なわれる。ところが、そういう事態のために全然仕事もできないで、せっかく予算を取ったものもそのまますた。昨年度そういうことが那珂湊港にあるわけでありました。その事実を御承知でしょうか。またそういうことに對して大蔵次官はどのようにお考えになっておるか。この際承つておきたいと思ひます。

○奥村(又)政府委員 私は、まだその茨城の那珂湊の工事の起債關係について具体的な話を承つておりませんが、事実については存じておりませんが、一般的に申し上げますと、起債については、自治庁と大蔵省とで協議して、妥当な行政をやつておるつもりでございます。昨年起債がつかなくつたために工事ができなかつたというところでありますが、しかし、工事計画に實際着手するときには、大体起債の見通しもつけて着手しておるはずでありますので、起債がつかなくつたから工事も着手しなかつたのかどうか。その点お尋ねはつきりいたしておりませんが、具体的には一つもう少しお尋ねを進めていただきまして、關係当局から御答弁を申し上げるようになつていきたいと思います。

○石野委員 大蔵次官は、こまかいことはわからないからというのでありますが、私が先ほど言いましたように、起債の認可がつかないおつて、それに対して大蔵省からちゃんと認可がきてい

るわけですよ。それが、予算として、ちゃんと自分の自治体で受け持つべき予算を取つておるわけですよ。しかし、その起債をいよいよやろうとする場合になつて、自治庁なり水産庁の漁業課の關係で、おれは知らぬというところで宙ぶらりんになつておるということなんです。こういう事実はあるはずですが、關係者の方で一つその事情をよく説明してもらいたい。

○吉田説明員 私どもは今の那珂湊の具体的な案件については聞いておりませんが、ここでその具体的な問題についてお答えするわけに参りませんが、概念的に申し上げますと、大蔵省が単独で認可するということはおかしいです。その起債の性質をいたしまして、自治庁が認可権を持つておりまして、自治庁が大蔵省と協議して認可するという形式になつております。それで、ただいまの問題は、漁港の問題であるとなれば、一応県と財務局とが御相談して、その上でそれぞれの意見を、県へ言つて参ることになつております。そして、その上で、自治庁が、たとえは漁港の問題であるとすれば、農林省等の意見を十分しんしゃくして、許可するかどうかという判断をきめて、起債を認めたいと思ふものについては大蔵省に協議をしていくという形になつておりますので、今のお話のうちで、大蔵省から認可したということでございますが、自治庁が認可するので、大蔵省といたしましては認可するということとは具体的にはないわけでございます。

○石野委員 私は、実はこの特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案を今日日本委員会で上げるこ

とになつておるということから、関係するいろいろな問題についての質問をするわけですが、実は十分資料を持っていないわけですよ。ですが、自治体の方といたしましては、昨年、大蔵省の關係あるいは自治庁關係、農林省關係の一応の認可を取りつけて、それで予算に組んでおるわけですよ。昭和三十四年度における予算の中にも、自分の持つべきものはちゃんと組んだわけですよ。しかし、それが今度具体的に起債の問題になりますと、關係しておる水産庁漁業課の方で、おれは知らぬというふうなことから、起債が全然進まない状態になつておる、それが事実上工事何もできないような事態になつてきておる。これは導流堤を約五十メートルくらい延ばすという問題なんです。このこまかい問題については、もし今明確にしていなければ、私もあとでどういふ点について当局の意見も聞きたいと思つておりますけれども、問題は、自治体の方でそういうことをあらかじめ予定し、しかも市の議會においてそれを前提とする予算も取るといふような状態にまでなつておるものが、できなくなつてくるということになりますと、非常にそごを来たすだけではない、その期間中そういう工事を必要とする事態についての対策は全然つかないわけですよ。従つて、そういうところで漁船の難破する事態なんかもすぐに出ておるわけですよ。こういうことは、事実上予算を取るかどうかが、起債ができればいいかという問題よりも、その漁港の安全運営という点から言ひまして、また地方産業の育成という意味から言ひまして、非常に大きな食い違ひが出てくること

が憂えられるわけですよ。これは政府当局としても真剣に考へてもらわなければならぬ。水産庁關係の方は大体おわかりだろうと思つてございしますが、自治体の方から言ひますと、大蔵省の方でもいいということになつておる。書類もきておるのです。私は、その書類の写しを一応見せてくれと言つておいたのですが、それはまだ私の手元にきておりませんけれども、自治体の方ではそれを持つておるといふことでは、そのような事態が現実になり、議會としてもそういう予算を組んでおるといふことになりまして、これは非常に大きな食い違ひになつてくる。そしてまた自治体としてもどうやっていかかわらない事態になりますので、この問題について明確な考え方を次官から聞いておきませんか、昨年そうであつたから今年には必ずやれるという考え方で、今年もまた予算を組んでおりますので、この際大蔵次官の所見を聞かせておいていただきたい。

○奥村(又)政府委員 茨城県の那珂湊は修築工事として整備計画に基づいて漁港工事をやつておりますが、ただいまのお尋ねは、国庫補助のほかに地元負担相当分のうち一部を起債に仰ぐ、その起債が、大蔵省の認可を得たが、実際は出なかつたということのように承つております。しかし、その認可が正式なものかどうか。大蔵省が正式認可をする場合には、当然自治庁とよく相談の上で認可をしておるので、正式認可しておるものなら金が出ないはずはありませんし、また漁港工事につきましても、必ずしも起債によるのでなく、漁業組合の地元負担などもありまして、起債がつかぬから、そのために

工事が全然できないというわけのものでもありませんので、それは具体的に地方御当局からもよく事情を聞きまして、ことしは一つ御趣旨の通りできるように善処したいと思ひます。

○山中(官)委員 関連して。この問題は、自治庁と、それからほかにも林道の問題もございしますから、起債の適債事業として、漁港の地元負担金、それから林道の地元負担金等を、どういふふうに関連して認めるかという問題の結論を出しておきませんか、おとしからこの問題は混乱を続けているので、これは両方に責任があります、自治体の方も、中央の事務手続を終わらないうちに、議會の方には当然起債はこれだけはもらえらるだろうというふうなことで、予算を計上して議決を済ませる場合のケースはたくさんある。それができなかつた、年度末どうするかという問題も多いわけですが、そういうこともやめて、十分に事務上の処理の見通しを立ててから組むということも必要であります。また一方農林省の關係の事業主管省と、それから起債を許可する自治庁の方との間に、具体的には特殊のケース・バイ・ケースで、特殊の起債が許可されておらないという現象がありますから、起債率を何パーセントにするかというふうなことは今後の話し合いとして、私は、当然公共事業に準ずる取り扱いをして、そうして地方財政の事情にかんがみて、また自治庁の起債の配分の内容等を十分検討しつつ、適債事業の対象に林道の負担金と漁港の負担金を取り入れるということを明らかにして、法的な手続を終われば、それでこの問題は混乱は起こさな

工事が全然できないというわけのものでもありませんので、それは具体的に地方御当局からもよく事情を聞きまして、ことしは一つ御趣旨の通りできるように善処したいと思ひます。

い、こう思っておりますから、そういう作業は、これはおとし以来異論のあるところで、進めていけばできることだと思えますから、それを進めていただきますと思います。

○吉田説明員 今もお話のございましたように、前から問題の一般的な方式としても問題のある事項でございます。同時にまた、従来の方針といたしましては、適債事業をなるべくしぼっていくと申しますか、できるだけ地方団体の地方財源を、健全な、借金によらざる財源でまかなうようにという方向で進んで参りました関係もありませんし、いろいろ問題がございますので、基本問題として私どもも十分研究をいたしたいと考えております。同時に、ただいまお話のございました案件につきましても、そういう点等がどういふふうに関係して参りますか、一つ十分調査をさせていただきますと思えます。

○石野委員 今山中委員からも話のあったような問題は、基本的に大事なことだと思えます。那珂渕の場合には、実は戦時中から導流堤の問題は懸案になっておりまして、戦時中に工事が中断したような形になっているのが実情であります。その当時やはり国の方でもいろいろやろうとしたのですが、資材とかあるいは戦時中のいろいろな事情から、中途でとまっておりません。工事も実際に完成工事という形にならないで、中間工事の形で締め切っている。地元では見ているわけでありません。そういう問題であるだけに、この問題についての起債の問題は、もちろん、地元負担金の問題等も勘案しつつ、地元では考えているわけ

でございますけれども、昨年場合はどういふ事情になつて出ないか、私も起債の認可があつたのだから、地元で起債の認可があつたと認定しているものが、はたして正式の認定であるかどうかは私も確かめていません。それでその写しをほしいというのを言つてあります。が、いすれにしても、地元の方で起債の認可があつたというように、錯覚かどうかわかりませんが、そういうことではいけないと思つたので、こういうことは明確にしたいと思つた。同時に、那珂渕の場合には、そういうような状態で、昨年度も工事ができないし、今年もまたその予定をしていくわけでありまして、から、大蔵省も、自治庁あるいは農林省関係も、具体的に、早急にこの問題の解決に努力していただきたいと思つて、先ほど次官もそういうふうにおっしゃられていたのですが、重ねて次官にその点に關する御意見を伺つて、私の質問を終わりたいと思つて、す。

○奥村(又)政府委員 これは漁港工事です。ですから、本来水産庁の漁港部長の方で起債その他の地元負担の問題も十分勘案の上で決定しておることと思つてあります。が、漁港部長もたまたまお見えでありますから、御趣旨に沿ひまして、よく相談いたしまして善処いたしたいと思つて存じます。

○植木委員長 これにて両法律案に対する質疑は終了いたしました。

○植木委員長 両法律案に對しましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることといたします。

採決いたします。両法律案を原案の通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めます。よつて、両法律案はいずれも原案の通り可決いたしました。

なお、ただいま可決いたしました両法律案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思つて存じます。が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○植木委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう決しました。

次会は来たる十四日午前十時三十分より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時十八分散会

〔参照〕

道路整備特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)に關する報告書

特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十五年四月十五日印刷

昭和三十五年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局